

平成 28 年第 6 回定例教育委員会議事録

- 開会日時 平成 28 年 9 月 26 日 (月) 午後 1 時 30 分
○閉会日時 平成 28 年 9 月 26 日 (月) 午後 2 時 07 分
○開会場所 美浦村役場 3 階 委員会室

○出席者

教育長 糸賀 正美
教育長職務代理者 山崎 満男
委員 小峯 健治
委員 浅野 千晶
委員 栗山 秀樹

○出席事務局職員

教育次長 堀越 文恵
指導室長 田組 順和
学校教育課長 増尾 利治
生涯学習課長 埜口 哲雄
学校教育課主査 中村 哲也

○欠席委員 なし

○傍聴人 なし

○提出議案及び議決結果

議案番号等	議案名及び内容	可否
議案第 1 号	平成 28 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について	可決
報告第 1 号	美浦村教育委員会における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領策定にかかる進捗状況について	—
報告第 2 号	平成 28 年度美浦村一般会計補正予算について	—

その中で、地方公共団体の機関においては、努力義務として国の基本方針に即した対応要領の策定が求められております。美浦村におきましても、同法律及び障がい理由とする差別の解消の推進に関する基本方針をもとに、村職員が適切に対応するために必要な事項を定められ施行されております。

これを受けまして、教育委員会における対応要領の策定も進めているところでありますので、その進捗状況について説明をさせていただきます。

学校教育課主査

かわって説明させていただきます。

資料のほうは、会議前にお配りした美浦村教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定についてという両面印刷されている資料をごらんいただければと思います。タイトルが長いので、対応要領と略させていただきます。

それでは、対応要領の策定の進捗状況について、資料をもとに報告させていただきます。

今の課長の報告とダブりますけれども、まず「1・策定目的及び根拠」。根拠は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が今年の4月から施行されたことによります。その中で、第7条で、行政機関等の職員について説明がされていまして、その中で障害を理由として障害者でない者と不当な差別的扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないと法律で規定されております。続く第10条で、地方公共団体職員が実際その法を守り適切に対応するために必要な対応要領を策定すると、その努力義務が規定されておまして、それを根拠に今回対応要領を作成することとします。先ほどの説明にもありましたけれども、村の首長部局職員を対象とした対応要領については今年の4月に策定済みであります。教育委員会が独自にこの対応要領を作成する理由としましては、一つは教育委員会の場合、学校等の外郭機関が入りますので、そこでの特別支援学級児童や生徒への対応という本庁役場の職務とは別なものがあること。それから私立学校の県費教職員については、県が策定した対応要領の対象外となっていること。この二つの理由によって、村教育委員会独自の対応要領を策定することとしました。具体的に教育委員会の対応要領の対象職員ですけれども、まず、美浦村教育委員会の事務局職員、私立幼稚園教職員、私立小中学校教職員、それから美浦村立の保育所の職員というのが今回作る要領の対象と考えております。

内容につきましては、今の段階で案文を作成中なんですけれども、大きな骨子として現状で考えていることを進捗の状況としてご報告いたします。「3・内容」という部分になります。全体としては本文と別紙の構成を考えております。具体的に本文については内閣府が定めた障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に、この要領に載せるべき基本的な事項の記載がありまして、それに基づいてアからキとしました7つの項目を、本文に載せる予定であります。まず1番目は目的、アですね。で、2番目のイは不当な差別的取り扱いの禁止ということで、これ

は法律のほうの第7条に記載されていることですが、障がい者の権利利益を侵害してはならないという旨を記載する予定です。次に裏にいきまして合理的配慮の提供。これも同法に載っている項目なんですけれども、職員は実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者の状況に応じて社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない旨を記載。これは「してはいけないこと」ではなくて、当然のこととして「すべきこと」を義務づけている項目になります。エについては、対象職員の中の責任ある所属長の責務を明示した項目を考えております。オ 懲戒処分等。これは一応この法令は法的義務になりますので、当然公務員として不当な差別、あるいは合理的な配慮が提供できなかった場合には懲戒処分等に付されることがある旨を記載する項目になります。カ 相談体制の整備。差別を受けた障がい者及びその家族等からの相談に対応する窓口を設置するというので、それを提示した項目になります。最後のキは研修・啓発。これは職員に対して必要な研修・啓発を行う旨を記載する項目となります。以上の本文の基本的事項については、内閣府から指針もでていますが、県でも同様のものが作られておりますので、本当の基本的な部分でありますので、これは他自治体あるいは上位機関との要領との大きな差は出てこない部分だと思っております。次に3、別紙についてですが、ここでは、差別的取り扱い及び合理的配慮の具体例を記載することとしております。大きく分けまして、アとイとありますけれども、本庁や公民館等における事務局職員を主に対象とした具体例、それと学校等における教職員を対象とした具体例に大きく分けられるのではないかと今考えております。

まず、アは本庁・公民館等における具体例で、ここでは国の各省庁、あるいは県等がそれぞれの対応指針、それから対応要領をまとめておりますので、その事例をもとに作成することを考えております。美浦村の首長部局の対応要領についてもこういう各事例をもとにまとめてありまして、基本的には事務的な窓口対応であるとか、そういうことが対応してくると思っておりますので、本庁・公民館等における具体例としては首長部局のものに統一する考えでおります。続きまして、学校等における具体例ということで今のところは文部科学省が定めた文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針ですね。これに幾つかの具体例が載っておりまして、その中から美浦村の現状に合った具体例を記載しようと考えております。現在まだその選択等を行っている最中になりますけれども、その具体例を記載するつもりでおります。

基本的にこの法律の中の具体例の位置づけなんですけれども、あくまでも実際の合理的配慮の仕方であるとかは、個別な障がい者の程度、あるいは障がいの種類に合わせて対応していく必要がありますので、あまりこのマニュアルの中に具体的にこうしたいほうがいい、ああしろということはないかなかなか指示しにくい部分がありますので、参考となる具体例を幾つか載せるということで対応していきたいと思っております。ただ、具体例については、今いろいろ国が作ってる検索システム等もありまして、

実際には全てそれを条文に載せるということは、現実的でないと考えておりますので、現状の美浦村の状況に合った具体例を選択し、それを載せるという方向で考えております。最後に今後の予定ですけれども、現在事務局において本文及び別紙の具体例の案文を作成中であります。内閣府が出した基本方針の中で、障がい者団体、あるいは関係者等に意見を聞いて、この対応要領をまとめるようにという方針がありまして、美浦村では美浦村特別支援教育連携協議会の中で、その案文を示して具体的な検討、ご意見をいただきたいと考えております。

それを経まして、訂正した案文を以後の定例教育委員会の中で検討して、今年度中に決定していきたいというスケジュールで考えております。以上、説明を終わりにします。

具体的な条文例がないので、ちょっと現段階では、検討は難しいと思いますけれども、以上のような内容、それから予定で進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

教育長

ただいま事務局より説明がございましたが、これにつきまして質問ご意見のある方お願いいたします。小峯委員お願いします。

小峯委員

今、説明があつて、途中経過ということで、なかなか具体的にここで説明できる部分はないかと思うんですが、ちょっと気になる点は、やはりこの具体例をどう上げるかという部分は、その村、それから教育委員会の認識につながるもので、外から見たときに、こういうとらえ方してるんだなということが一目瞭然になってしまう面がある。そういう意味では、この具体例が美浦村の状況に合ったという部分をあまりにとらえ過ぎるとどうかなと思いました。これが一点目。それからもう一点は非常に重要な部分が、カとキでありまして、相談体制の整備と研修・啓発です。これをどう取り組んでいくかという部分が美浦村、それからこの教育委員会の姿勢が問われるわけですから、ありきたりの研修・啓発にしてしまうのか、もう早急に研修をやり、あるいは二次的な研修を踏まえているというような研修・啓発体制をいち早くこれを確定していくことを構想していくことが大事かなというふうに思いました。

特にこの11月17日開催予定の連携協議会のところでは、この辺についてはもう明確な方針が出せるくらいにしておかないとまずいのかなというふうにちょっと思ったところですから、早急に取り組むところ、それから慎重に取り組むところ、温度差をつけてやる必要があるのかなと思いました。

教育長

今の意見を踏まえて事務局の方ございますでしょうか。

学校教育課主査

まず最初にご質問の美浦村の状況に合わせた具体例という部分で、具体例はどこまで載せるのかというとなかなか難しい問題で、他の市町村のデータ、全く載せていない例がありますし、あとは文部科学省が定めた対応指針のままのものもあります。対応指針の中では、具体的にいうと美浦村で対応が不可能なことは当然のつてはないんですけれども、そういうような状況があります。ただ、教育委員会における対応要領ということですので、事務的な窓口対応の具体例ばかりでも少し、しょうがないと思います。具体例と言っても何百も載せられるわけでありませんので、村の中で実際やっていること、その中で割と先進的に取り組んでいるようなことを中心に選びながら、外部の意見を聞いていければというふうに考えております。

もう一点のカ、キの部分ですけれども、一応対応マニュアルなのでここも研修・啓発をですね、こういうことをやるという具体例まであげられるのが1番いいと思うんですけれども、それをどこまでここに載せるとか、あるいは来年度、再来年と近々の計画を立てて、本文中には入れないんですけれどもそういう計画を立ててやっていくというような方法もあるのではないかと、どっちにしる具体的な近々の計画は立てていかなければと考えております。

教育長

よろしいでしょうか。ただいまの委員のご意見も踏まえて、事務局のほうではできるだけ早くですね、こちらのほうの要領のほうの制定の準備というのをお願いしたいと思います。

栗山委員をお願いします。

栗山委員

表記の仕方です。障害並びに障がい者の表記で漢字「害」の漢字とひらがなの部分があると思うんですけれども、この使い分けの部分に関してちょっと教えていただきたいんですけれども。

教育長

事務局をお願いします。

学校教育課主査

この「障がい」の「がい」の字につきましては、ここ10何年ですか、国も含めていろいろ検討されている部分でありまして、簡単にいいますと「障害」の「害」という「害」字のイメージがよくない。それが差別にもつながるような部分になっているのではないかという意見がありまして、それを和らげるという意味でひらがなの「がい」。漢字の「害」という意味ではないというようなことで、「がい」を使うという事例が公にもあります。これは賛否両論あるわけなんですけれども、美浦村では、ちょっといつ作ったかは、今失念しましたがけれども、公文書的に美浦村の福祉のほうでは、障がいの「がい」の字はひらがなに統一して表記するということになっておりまして、当然教育委員会が作る要領になりますので、ひらがなに統一して

あります。村としては、その「害」がイメージ的に悪いというのでひらがなを使っているという立場で、ひらがなの使用になっていると思います。

教育長 栗山委員お願いします。

栗山委員 それでは今回の案文に関しても美浦村の表記の仕方としては、障がいの字はひらがなで表記していくっていう認識でよろしいでしょうか。

学校教育課主査 はい。

栗山委員 わかりました。

室長 国とかは「がい」が漢字なんですね。

栗山委員 そうですね。見るとそうなっています。

学校教育課主査 引用されてるのは漢字で書いてあって美浦村の案としてはひらがなで表記されています。

教育長 私からですが「障がい」の「害」のその漢字もですね、この「害」じゃなく最初は違う「がい」から始まったというのは、議論があって、県議会の中でも、その「がい」の使い方っていうのは議論になったことがありました。今ひらがなでやっているところが自治体で多いのかなという感覚があります。

小峯委員 障がいのある、障がいがある、障がいをもつという表現で団体は障害をもつという主張していますが、いろいろな意見がある中でこの「がい」をひらがなにするのは良いですね。

教育長 このほか、ご意見ご質問ございますでしょうか。

山崎教育長職務代理者 対象職員なんですけども、各小・中学校等での臨時の教職員も当然入りますね？。

学校教育課主査 はい。

教育長 はい。対象になるということで。

山崎教育長職務代理者 はい。わかりました。

でございます。次のページ44ページ、安中小学校学校管理費でございます。工事費で90万8千円の減額をしております。現在、安中小学校体育館の屋根には平成25年に土浦端山地区に太陽光設備を設置した会社より地域貢献として寄附を受けました太陽光設備が設置されております。この設備には計測観測装置がなく運用上不便をきたしておりましたので、今年度当初において設置費用98万円を計上しておりましたが、同社よりまた寄附の申し出があり、8月に昇降口に設置されましたので今回減額をしたものでございます。その次のですね。

一つ飛んでいただいて3番美浦中学校学校管理費でございます。こちらでは、草刈除去委託料で101万6千円を補正しました。この場所はですね、校舍新築に伴い18年度に造成された野球場東側の法面、約3,600平米の部分の傾斜地でありまして、以前は部分的にPTAによって草刈りが実施されていましたが、最近では急傾斜ということもあって未実施ですのでかなり荒れた状態となっておりますのでこちらを委託するものでございます。

その下、美浦中学校教育振興事業費、こちらは関東大会出場の補助金でありまして23万7千円を計上しております。8月9日、10日ひたちなか市総合運動公園体育館で開催された第41回の関東中学校剣道大会に出場した美浦中学校女子剣道部への補助金です。

女子剣道部員9名、引率教員2名の参加費と旅費等の補助となっております。

生涯学習課長

続きまして生涯学習課関連の補正予算についてご報告いたします。資料の45ページになります。教育費の社会教育費の社会教育総務費の中で、地区公民館補助事業費では地区公民館等を修繕の補助金といたしまして21万2千円の補正をしております。これは各地区で管理しております公民館施設の改修等に係る費用に対して補助を行っているもので、今回の補正では宮地地区公民館の老朽化、また屋根の上棟部分の補修が必要ということでその事業費18万4千円の3分の1、6万2千円ともう一地区、浜地区公民館では、同じく老朽化ということでトタン屋根のさび止め等の塗装が必要ということで、事業費45万円の3分の1、15万円の補助を行うものです。次に公民館費では中央公民館管理費で中央公民館の漏水現況調査業務委託料といたしまして17万3千円の補正をしております。

中央公民館図書室の雨漏りについて、シミの特定や修繕方法の検討のため調査依頼をするものです。以上が生涯学習課の補正予算となっております。

教育長

ただいま事務局より説明がございましたが、このことにつきまして、質問ご意見のある方お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは質疑を終了したいと存じます。以上で本日の付議事項及び報告事項を終了いたします。それでは以上をもちまして、本日の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました

午後2時07分 閉会